

○飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金交付要綱

令和2年9月18日

告示第76号

改正 令和3年2月9日告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力し、影響を受けた町内事業者の事業継続のための支援として、飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、飯島町補助金交付規則(昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 町内に事業所又は店舗等を有し、主たる収入が当該事業による者であって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業活動の継続について悪影響が及んでいる者であり、今後も町内において事業を継続する意思がある者
  - (2) 新しい生活様式の実践例や信州版新たな日常のすゝめによる新型コロナウイルス感染症防止に沿った行動を徹底している者
  - (3) 町税その他義務的納金を滞納していない者
  - (4) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成24年飯島町条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者
- (支援金対象経費及び支援金の額)

第3条 支援金の対象経費となる衛生対策とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対するものとし、次の各号に定めるものとする。

- (1) 従業員用マスクの購入費
- (2) 消毒用アルコールの購入費
- (3) 来客との仕切り(アクリル板、ビニール等)の資材購入費
- (4) その他町長が必要と認める経費

2 前項の対象経費は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に支払が完了する経費とする。

3 支援金の額は、支援金対象経費の10/10とし、1事業所又は1店舗等5万円を上限とする。

4 支援金の額に百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長へ申請するものとする。

- (1) 事業計画書、事業予算書、見積書の写し
- (2) 町内で事業を営んでいることが証明できる書類
- (3) 前年の確定申告書等の写し
- (4) 本人確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金を交付すると決定したときは、飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

3 支援金の交付は、1事業所又は1店舗等につき1回限りとする。ただし、医療、福祉関係事業者については2回限りとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して20日以内に、町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書、事業決算書
- (2) 対策状況の分かる写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(支援金額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合には、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき支援金の額を確定し、飯島町新型コロナウイルス感染症対策資材等購入支援金確定通知書（様式第4号）により報告書を提出したものに通知する。

(支援金の交付請求)

第8条 町長は、前条の規定による支援金の交付額確定後、飯島町新型コロナウイルス感

染症対策資材等購入支援金交付請求書（様式第5号）による支援金対象者の請求に基づき、支援金を交付する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）